

参考

少額の減価償却資産の取扱いについて

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、下記①～③に記載する資産については、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれます。

- ①取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ②取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
- ③地方税法施行令第49条ただし書きによる、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産のうち、取得価額が20万円未満のもの
ただし、下記④、⑤に記載する資産（③に該当するものを除く。）は、固定資産税（償却資産）の申告対象となりますのでご注意ください。
- ④租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産
- ⑤少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

△ 償却方法	取得価額	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
① 一時損金算入（※1、※4）	申告対象外				
② 3年一括償却（※2、※4）		申告対象外			
③ リース資産（ファイナスリース）		申告対象外		申告対象	
④ 中小企業特例（※3、※4）			申告対象		
⑤ 個別減価償却（※5）			申告対象		

（※1）法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条

（※2）法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

（※3）中小企業特例を適用できるのは、平成18年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産です（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）。ただし、取得価額が10万円未満のものまたは一括償却資産の損金算入制度の適用を受けるものについては、この特例の適用はありません。

（※4）上記①・②・④の償却方法について、令和4年4月1日以降に取得した資産のうち、貸付（主要な事業として行われるもの）の用に供する資産は、当該償却方法の対象外となります。

（※5）個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。（所得税法施行令第138条）。